

香川県職員大腸がん検診業務仕様書

1 事業内容

大腸がん検診 便潜血反応検査（2日法）

令和8年度 大腸がん検診受診予定者 941名

※予定数量は保証するものではなく、予定数量が増減しても異議を申し立てないものとする。

＜参考＞令和7年度 大腸がん検診受診者 912名

令和6年度 大腸がん検診受診者 894名

2 契約について

契約期間は、契約締結日より令和9年3月31日までとする。

契約は1人あたりの単価契約とする。

業務が完了した場合、検収を終了してから代金を支払う。

請求にあたり、受診者名簿を添付する。

3 検診受診対象者データの作成及び授受

検診対象者の基本情報については、香川県総務部職員課健康管理室において作成し、データで提供する。

提供を受けた検診機関は、その内容を確認し、健康管理室に受領書を提出する。

4 検診日程

令和8年11月2日（月）～12月18日（金）（国民の祝日を除く月～金曜日）

検診日程表（別途協議による）に基づき、検体の回収、検査を行う。

【（参考）令和7年度健診日程表は別添のとおり】

5 実施場所

検診機関の施設

6 実施要領

（1）受診票（問診票）の作成及び送付検体の取り扱い

受領した健診対象者データに基づき、問診票、検診資材等を所属毎にまとめる。

10月中旬までに健康管理室へ送付する。

（2）採取済み検体の取り扱い

ア 回収場所及び回収方法

本庁及び出先機関に定める各拠点において、職員が提出した採取済み検体を、直接回収すること。なお、回収にあたっては各拠点の担当部署と連携を行う。受診者が15名以上の出先機関には回収ボックスを設置すること。

イ 回収期間及び頻度

回収は、検診日程期間中に別途協議の上決定した日時にて実施すること。また、本庁及び出先機関において、回収日とは別に未回収の検体回収を行うため予備日を設けることとする。

(3) 検診結果の作成及び授受

結果票等を作成し、次のとおり送付する。検診結果票の様式については、別途提示するが、記載する項目等が同一であれば、作成した様式でも差し支えないものとする。

ア 検診結果票の送付

検診開始後は、概ね1週間ごとに検診結果票、受診者結果一覧表、要精密検査者リスト、所属別の受診者人数の一覧表を健康管理室に送付する。

検診完了後は、全職員分の受診者結果一覧表と要精密検査者リストを書面及びデータで提出する。なお、データの形式等については別途協議するものとする。

イ 検診の結果判定について

検診内容の判定基準については、別途協議するものとする。

ウ 統計表の作成等

検診結果データにより統計表等を作成する。統計表の様式等については別途協議するものとする。

7 留意事項

検診等実施に係る経費のほか、検診結果通知発送等に係る経費を負担する。

実施方法等の詳細については、別途協議するものとする。

派遣職員等については、検診結果と支払について異なる取扱いとなる。

8 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別途協議するものとする。